＜様式 1＞

平成 24年 6月 6日

国土交通大臣　　殿

地域型住宅ブランド化事業　適用申請書

本申請書の内容により、地域型住宅ブランド化事業の適用を申請します。
この申請書及び添付資料に記載の事項は、事実に相違ありません。

地域型住宅の名称:　土佐材活用住宅「土佐の木の家」

グループの名称:　土佐の木の家づくり協議会

（グループ代表者）

代表者名:	日浦　郷一	印
代表者所属先:	土佐の木の家づくり協議会	
代表者住所:	高知県高岡郡佐川町丙5524	
電話番号:	0889-20-0280	

（グループ事務局）

事務局事業者名:	土佐の木の家づくり協議会事務局	
事務局担当者名:	藤原　富子	印
事務局住所:	高知県高岡郡佐川町丙5524	
事務局電話番号:	0889-20-0280	
事務局FAX:	0889-22-9345	
事務局担当者E-mail:	tomiko@ask21.jp	

＜地域型住宅の生産体制＞　　＜様式 2-1-1＞

1. 地域型住宅の名称・対象地域（必須）	（地域型住宅の名称）土佐材活用住宅「土佐の木の家」		（地域型住宅供給対象地域）四国・関西・山口
2. グループの名称・結成年月（必須）	（グループの名称）土佐の木の家づくり協議会		（結成年月）平成13年11月
3. 地域材の名称・産地・認証制度等（必須）	（名称）土佐材	（産地）高知県	（認証制度等）JAS材・合法木材
4. グループ代表者名（必須）	日浦郷一	5. グループ代表者の所属先（必須）	土佐の木の家づくり協議会
6. グループ事務局事業者名（必須）	土佐の木の家づくり協議会事務局	7. グループ事務局事業者所在地（必須）	高知県高岡郡佐川町丙5524
8. グループ事務局事業者TEL（必須）	0889-20-0280	9. グループ事務局事業者FAX（必須）	0889-22-9345
10. グループ事務局担当者名（必須）	藤原富子	11. グループ事務局担当者E-mail（必須）	tomiko@ask21.jp

12. グループ構成員（必須）

	事業者名	代表者名	所在地		平成23年（1月～12月）実績			
Ⅰ. 原木供給			構成員数：4		地域材（丸太）供給量（㎥）			
Ⅰ－1	仁淀川林産協同組合	0	高知県吾川郡仁淀川町土居甲778-2		10,000 ㎥			
Ⅰ－2	仁淀川森林組合	0	高知県吾川郡仁淀川町大崎270-3		6,000 ㎥			
Ⅱ. 製材・集成材製造・合板製造			構成員数：4		生産量		うち該当地域材	
Ⅱ－1	㈲関西木材建設	0	高知県高岡郡四万十町大正710-4		9,320 ㎥		9000 ㎥	
Ⅱ－2	仁淀川森林組合	0	高知県吾川郡仁淀川町大崎270-3		5,000 ㎥		5000 ㎥	
Ⅱ－3	池川林材（株）	0	高知県吾川郡仁淀川町土居甲767-1		1,980 ㎥		1980 ㎥	
Ⅱ－4	四万十町森林組合	0	高知県高岡郡四万十町大正473-1		1,400 ㎥		900 ㎥	
Ⅲ. 建材（木材）流通			構成員数：1		木材供給量		うち該当地域材	
Ⅲ－1	㈱吾川森林	0	高知県吾川郡仁淀川町大崎275-1		2,000 ㎥		2,000 ㎥	
Ⅲ－2	0	0	0		0 ㎥		0 ㎥	
Ⅳ. プレカット			構成員数：1		プレカット戸数		うち長期優良住宅	
Ⅳ－1	㈱吾川森林	0	高知県吾川郡仁淀川町大崎275-1		100 戸		30 戸	
Ⅳ－2	0	0	0		0 戸		0 戸	
Ⅴ. 設計			構成員数：10		木造住宅設計戸数		うち長期優良住宅	
Ⅴ－1	あなぶきホーム㈱	0	香川県高松市今里町10-1		54 戸		2 戸	
Ⅴ－2	㈱菅組	0	香川県三豊市仁尾町仁尾辛15-1		25 戸		0 戸	
Ⅴ－3	㈱ケイジェイワークス	0	大阪府箕面市彩都栗生南1-16-29		35 戸		7 戸	
Ⅵ. 施工	（元請の年間新築住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5から10事業者程度以上含まれることとする）		構成員数：10	被災地※	元請の新築住宅供給戸数		うち木造の長期優良住宅	
					平成23年実績	直近3年平均	平成23年実績	直近3年平均
Ⅵ－1	あなぶきホーム㈱	0	香川県高松市今里町10-1	0	54 戸	52 戸	2 戸	1 戸
Ⅵ－2	㈱菅組	0	香川県三豊市仁尾町仁尾辛15-1	0	27 戸	25 戸	0 戸	1 戸
Ⅵ－3	㈱ケイジェイワークス	0	大阪府箕面市彩都栗生南1-16-29	0	20 戸	21 戸	7 戸	5 戸
Ⅵ－4	㈱カネイ	0	山口県防府市新田432-1	0	8 戸	6 戸	4 戸	2 戸
Ⅵ－5	阿佐建築工務㈱	0	大阪府高槻市京口町8-7	0	7 戸	3 戸	3 戸	2 戸
Ⅵ－6	㈱山本博工務店	0	大阪府大阪市東淀川区豊里7丁目26番7号	0	4 戸	4 戸	0 戸	0 戸
Ⅵ－7	㈲池田住宅建設	0	兵庫県尼崎市富松町4丁目2番19号	0	4 戸	3 戸	3 戸	1 戸
Ⅵ－8	㈱吾川森林	0	高知県吾川郡仁淀川町大崎275-1	0	3 戸	2 戸	0 戸	0 戸
Ⅵ－9	㈱ダイワ建設企画	0	大阪府阪南市箱作3520番地の5	0	3 戸	2 戸	2 戸	1 戸
Ⅵ－10	㈱四国林業	0	香川県木田郡三木町池戸3347-1	0	2 戸	1 戸	0 戸	0 戸
Ⅵ－11	0	0	0	0	0 戸	0 戸	0 戸	0 戸
Ⅵ－12	0	0	0	0	0 戸	0 戸	0 戸	0 戸
Ⅶ.			構成員数：0		0		0	
Ⅶ－1	0	0	0		0		0	
Ⅷ.			構成員数：0		0		0	
Ⅷ－1	0	0	0		0		0	

注1）＜様式2-1-2＞は＜様式2-1-1＞とリンクが組まれています。グループ構成員は＜2-1-2＞に記入してください。

注2）業種（Ⅰ、Ⅱ・・・）毎に、それぞれ原則として1事業者以上の構成員（ただし、Ⅵ. 施工については、元請の年間新築住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5から10事業者程度以上）による体制としてください。

注3）Ⅵ. 施工については、所在地は本社の情報、戸数については支社や営業所等を含む会社全体の戸数を記入してください。また、「直近3年平均」とは平成21年から23年の3カ年における1年当たりの平均を記載して下さい。

注4）業種（Ⅰ、Ⅱ・・・）毎に、平成23年（1月～12月）実績の大きい事業者から順に記載してください。

注5）Ⅰ～Ⅵ以外の業種の構成員がある場合は、Ⅶ以降に記載してください。

注6）国有林から原木を調達する場合など、原木供給事業者名を特定できない（グループ構成員として記載できない）が、地域材の調達手続きが明確な場合は、その旨を様式2－2において説明してください。

注7）※「被災地」については、「施工」の事業者の主たる事業所（本店）が、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく「特定被災区域」に存する場合、○を付けて下さい。
参照：内閣府HP（http://www.bousai.go.jp/2011jyosei-tokutei.html）

＜グループ構成員記入用リスト＞

注1 ＜様式 2-1-2＞

注2 県番号		事業者名	代表者名	注3 郵便番号	所在地	注4 電話番号	平成23年(1月～12月)実績	
Ⅰ. 原木供給						構成員数: 4	地域材(丸太)供給量(㎥)	
39	Ⅰ－1	仁淀川林産協同組合			高知県吾川郡仁淀川町土居甲778-2		10,000 ㎥	
39	Ⅰ－2	仁淀川森林組合			高知県吾川郡仁淀川町大崎270-3		6,000 ㎥	
39	Ⅰ－3	四万十町森林組合			高知県高岡郡四万十町大正473-1		5,680 ㎥	
39	Ⅰ－4	池川林材(株)			高知県吾川郡仁淀川町土居甲767-1		2,237 ㎥	
	Ⅰ－5						㎥	
Ⅱ. 製材・集成材製造・合板製造						構成員数: 4	生産量	うち該当地域材
39	Ⅱ－1	㈲関西木材建設			高知県高岡郡四万十町大正710-4		9,320 ㎥	9000 ㎥
39	Ⅱ－2	仁淀川森林組合			高知県吾川郡仁淀川町大崎270-3		5,000 ㎥	5000 ㎥
39	Ⅱ－3	池川林材(株)			高知県吾川郡仁淀川町土居甲767-1		1,980 ㎥	1980 ㎥
39	Ⅱ－4	四万十町森林組合			高知県高岡郡四万十町大正473-1		1,400 ㎥	900 ㎥
	Ⅱ－5						㎥	㎥
Ⅲ. 建材(木材)流通						構成員数: 1	木材供給量	うち該当地域材
39	Ⅲ－1	㈱吾川森林			高知県吾川郡仁淀川町大崎275-1		2,000 ㎥	2,000 ㎥
	Ⅲ－2						㎥	㎥
	Ⅲ－3						㎥	㎥
	Ⅲ－4						㎥	㎥
	Ⅲ－5						㎥	㎥
Ⅳ. プレカット						構成員数: 1	プレカット戸数	うち長期優良住宅
39	Ⅳ－1	㈱吾川森林			高知県吾川郡仁淀川町大崎275-1		100 戸	30 戸
	Ⅳ－2						戸	戸
	Ⅳ－3						戸	戸
	Ⅳ－4						戸	戸
	Ⅳ－5						戸	戸
Ⅴ. 設計						構成員数: 10	木造住宅設計戸数	うち長期優良住宅
37	Ⅴ－1	あなぶきホーム㈱			香川県高松市今里町10-1		54 戸	2 戸
37	Ⅴ－2	㈱菅組			香川県三豊市仁尾町仁尾辛15-1		25 戸	0 戸
27	Ⅴ－3	㈱ケイジェイワークス			大阪府箕面市彩都栗生南1-16-29		35 戸	7 戸
27	Ⅴ－4	K's設計室			大阪府堺市堺区錦之町東1-2-27		16 戸	12 戸
35	Ⅴ－5	㈱カネイ			山口県防府市新田432-1		9 戸	4 戸
27	Ⅴ－6	阿佐建築工務㈱			大阪府高槻市京口町8-7		5 戸	3 戸
39	Ⅴ－7	山本正人建築設計事務所			高知県高知市水源町29-11		3 戸	0 戸
27	Ⅴ－8	㈱ダイワ建設企画			大阪府阪南市箱作3520番地の5		3 戸	2 戸
27	Ⅴ－9	㈱山本博工務店			大阪府大阪市東淀川区豊里7丁目26番7号		3 戸	0 戸
27	Ⅴ－10	萩野設計工房			大阪府大阪市北区天満1-16-7-302		2 戸	1 戸
	Ⅴ－11						戸	戸
	Ⅴ－12						戸	戸
	Ⅴ－13						戸	戸
	Ⅴ－14						戸	戸
	Ⅴ－15						戸	戸

Ⅵ. 施工 (元請の年間新築住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5から10事業者程度以上含まれることとする)						構成員数: 10	元請の新築住宅供給戸数 平成23年実績	直近3年平均	うち木造の長期優良住宅 平成23年実績	直近3年平均	被災地
37	Ⅵ－1	あなぶきホーム㈱			香川県高松市今里町10-1		54 戸	52 戸	2 戸	1 戸	
37	Ⅵ－2	㈱菅組			香川県三豊市仁尾町仁尾辛15-1		27 戸	25 戸	0 戸	1 戸	
27	Ⅵ－3	㈱ケイジェイワークス			大阪府箕面市彩都栗生南1-16-29		20 戸	21 戸	7 戸	5 戸	
35	Ⅵ－4	㈱カネイ			山口県防府市新田432-1		8 戸	6 戸	4 戸	2 戸	
27	Ⅵ－5	阿佐建築工務㈱			大阪府高槻市京口町8-7		7 戸	3 戸	3 戸	2 戸	
27	Ⅵ－6	㈱山本博工務店			大阪府大阪市東淀川区豊里7丁目26番7号		4 戸	4 戸	0 戸	0 戸	
28	Ⅵ－7	㈲池田住宅建設			兵庫県尼崎市富松町4丁目2番19号		4 戸	3 戸	3 戸	1 戸	
39	Ⅵ－8	㈱吾川森林			高知県吾川郡仁淀川町大崎275-1		3 戸	2 戸	0 戸	0 戸	
27	Ⅵ－9	㈱ダイワ建設企画			大阪府阪南市箱作3520番地の5		3 戸	2 戸	2 戸	1 戸	
37	Ⅵ－10	㈱四国林業			香川県木田郡三木町池戸3347-1		2 戸	1 戸	0 戸	0 戸	
	Ⅵ－11						戸	戸	戸	戸	
	Ⅵ－12						戸	戸	戸	戸	
	Ⅵ－13						戸	戸	戸	戸	
	Ⅵ－14						戸	戸	戸	戸	
	Ⅵ－15						戸	戸	戸	戸	
Ⅶ.						構成員数: 0					
	Ⅶ－1										
	Ⅶ－2										
	Ⅶ－3										
Ⅷ.						構成員数: 0					
	Ⅷ－1										
	Ⅷ－2										
	Ⅷ－3										

注1） ＜様式2-1-2＞は＜様式2-1-1＞とリンクが組まれています。グループ構成員は＜2-1-2＞に記入してください。
注2） 県番号は、次のワークシートを参照してください。
注3） 郵便番号は、半角文字で、ハイフォン付きで入力してください。(例:000-0000)
注4） 電話番号は、半角文字でハイフォンやかっこを入れずに入力してください。(例:00000000000)
注5） 業種(Ⅰ、Ⅱ・・・)毎に、それぞれ原則として1事業者以上の構成員(ただし、Ⅵ. 施工については、年間住宅供給戸数が50戸程度未満の中小住宅生産者が5から10事業者程度以上)による体制としてください。
注6） Ⅵ. 施工については、所在地は本社の情報、戸数については支社や営業所等を含む会社全体の戸数を記入してください。また、「直近3年平均」とは平成21年から23年の3カ年における1年当たりの平均を記載して下さい。
注7） 業種(Ⅰ、Ⅱ・・・)毎に、平成23年(1月～12月)実績の大きい事業者から順に記載してください。
注8） Ⅰ～Ⅵ以外の業種の構成員がある場合は、Ⅶ以降に記載してください。
注9） 国有林から原木を調達する場合など、原木供給事業者名を特定できない(グループ構成員として記載できない)が、地域材の調達手続きが明確な場合は、その旨を様式2－2において説明してください。
注10） ※「被災地」については、「施工」の事業者の主たる事業所(本店)が、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく「特定被災区域」に存する場合、○を付けて下さい。
参照:内閣府HP(http://www.bousai.go.jp/2011jyosei-tokutei.html)
注11） 施工が少ない場合は、P-2～P-5を削除してください。
注12） 行が不足する場合は、行末に追加して下さい。

＜地域型住宅の生産体制に関する補足説明＞　　＜様式 2-2＞

1. 地域型住宅の名称・対象地域（必須）	（地域型住宅の名称） 土佐材活用住宅「土佐の木の家」		（地域型住宅供給対象地域） 四国・関西・山口
2. グループの名称・結成年月（必須）	（グループの名称） 土佐の木の家づくり協議会		（結成年月） 平成13年11月
3. 地域材の名称・産地・認証制度等（必須）	（名称） 土佐材	（産地） 高知県	（認証制度等） JAS材・合法木材
4. 構成員の連携体制や、地域材供給の流れ等のフロー図等（必須）			

当協議会では、木材や和紙、漆喰といった自然素材（地域建材）を使用した健康的で長期使用に耐える木造住宅を供給・活用により、経済の活性化を目的として、産地である高知県の林業、木材関連会社と都市の住宅関連業者連携のもと、木材産地を見学するバスツアーや消費者に対して自然素材を利用した土佐の木の家を提案するイベントの開催等により「産地の顔の見える家づくり」による「安心・安全」な木造住宅供給を推進する活動を行っている。

○構成員の連携体制

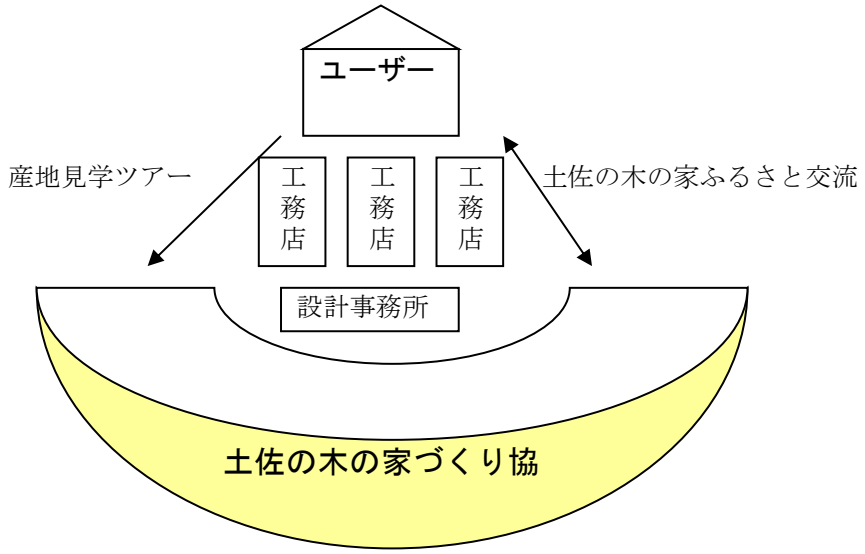

○地域材供給の流れ

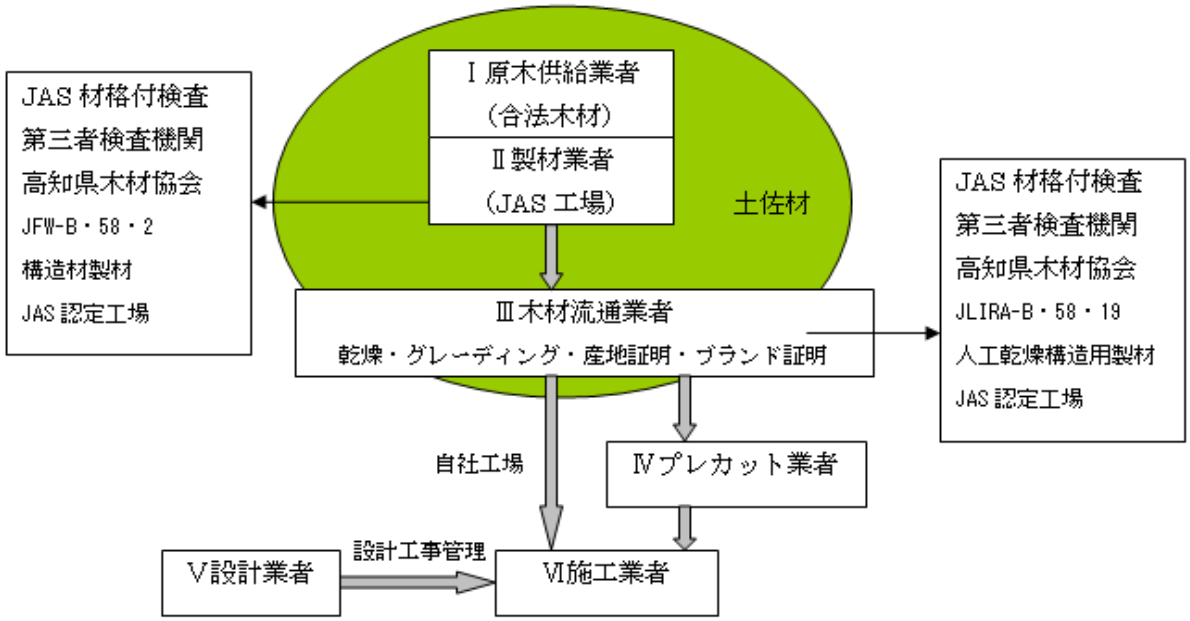

注1）構成員の連携体制や、地域材供給の流れ等について、フロー図等を用いてわかりやすく説明してください。
注2）原則として、1枚に収めてください。

＜地域型住宅の生産体制に関する補足説明＞　　＜様式 2-3＞

1. 地域型住宅の名称・対象地域（必須）	（地域型住宅の名称） 土佐材活用住宅「土佐の木の家」		（地域型住宅供給対象地域） 四国・関西・山口
2. グループの名称・結成年月（必須）	（グループの名称） 土佐の木の家づくり協議会		（結成年月） 平成13年11月
3. 地域材の名称・産地・認証制度等（必須）	（名称） 土佐材	（産地） 高知県	（認証制度等） JAS材・合法木材

4. 地域型住宅に使用する地域材の選定に当たっての考え方（必須）

土佐の木の家づくり協議会の取り組む家づくりの普及啓発活動、並びに木造住宅に使用される無垢構造材の性能評価・表示体制が整備されている土佐材を選定する。
なお、当協議会の活動は、産地と密集市街地の林業・木材・住宅関連企業が県境を越えて連携し、その取り組みを拡大しようとする点、並びに、トレーサビリティの確保といった“顔の見える家づくり”の取り組みに加えて、構造材の性能表示を行うことによる信頼性確保も図ろうという点に特徴がある。
産地が高知であり、ネットワークの工務店が都市部にあるため、木材以外の住宅資材はそれぞれの地域で調達することになります。
各地域の設備、資材会社とは今後の住宅メンテナンスや増改築に必要な資材を調達するためにも、近くにある事が前提で、共に協力することで、住まい手が安心して長く暮せるためにも各地域に存在する事が必要です。

キーワード
・高知県は森林率84%（森林が豊富）
・素材生産から製材・プレカットまで一貫して供給できる体制が整備されている（市場原理に左右されない木材流通が可能）
・地域は高齢化が進む過疎地域である（雇用拡大になる）
・土佐の木の家（土佐の環境に育ったシンプルで美しいデザインである）
・ネットワークの工務店（今まで多くの土佐の木の家建築実績がある）
・永く使用に耐えれる家具製品（造り付け家具・木製建具）
・産地ツアー

供給地域は、原木供給から製材まで一貫して供給できる体制が整備されており、森林率が94%という高知県内でも最も森林が豊富な地域であり、施工業者の求めに応じて安定して出材できる体制が整備されている。
土佐の木の家を建築するネットワークの施工業者は、平成13年よりの活動で多くの建築実績があります。乾燥技術の高さや構造材の表面ワレの少ない事や、加工技術の高さなど、施主様に安心してお勧めできる材料となっている。

当協議会の取組む土佐の木の家に使用される無垢構造材は、性能評価による測定データにより管理された土佐杉材・土佐桧材とする。

5. 地域型住宅の特性に応じ、必然的に一部の業種を含まないこととなる根拠（該当する場合のみ記載）

注1）各項目について分かりやすく記載して下さい。
注2）記載欄のスペースについては適宜調整し、原則として、1枚に収めてください。

＜地域型住宅の特徴・具体像及び共通ルール＞　　＜様式 3-1＞

1. 地域型住宅の名称・対象地域（必須）	（地域型住宅の名称）土佐材活用住宅「土佐の木の家」		（対象地域）四国・関西・山口
2. グループの名称・結成年月（必須）	（グループの名称）土佐の木の家づくり協議会		（結成年月）平成13年11月
3. 地域材の名称・産地・認証制度等（必須）	（名称）土佐材	（産地）高知県	（認証制度等）JAS材・合法木材

4. 地域型住宅の特徴・具体像	
(1) 地域の気候・風土、歴史、文化、街並み景観等の特徴（必須）	高知県は高温で多雨多湿、また台風の襲来も度々来る気候風土の中で、これに耐える仕様の住宅づくりがある。
	高知県の山岳地帯にある木材供給地域は、古くから地域の産物（木材・石灰・和紙）を活用した暮らしをしてきた。　高度成長期に入り、都市のインフラ整備の労働力として地域を出る人々が多くなり、農地を植林に替え現在に至っている。
	シンプルな木組み・軒の出を深くする事で熱や雨風に耐える構造仕様等、住み人の知恵や技を活かしながら現代の感性と快適性をあわせ持って造られている木の町並みが多く残っている。
(2) 地域材の特徴、地域材供給の現状（必須）	日本一の清流を育む仁淀川地域・最後の清流四万十川地域は、共に森林率90%を超す林産地です。 戦後先人達が植栽した森林は、活用できる時期にある。
	森林組合を中心とする各製材企業は、社員育成により、直接山より必要な量を伐採して製材工場に集荷させる機能が完成している。過疎高齢化が進む地域の木材産業が活性化することで、雇用の拡大に貢献する。
	地域だけでは消化しきれない良質の木材が膨大にあり、県外に流通させる必要がある。
(3) 上記を踏まえた地域型住宅の特徴、具体像等（必須）	自然素材の木材は、調湿・保温・抗菌・癒しの効果を持っている。 構造材は、良質な木材を産出する高知県の、土佐杉・土佐桧材を使った家とする。
	内部木構造が見える表わし工法は、機械プレカット加工でありながらも、大工職人が造る手づくりの家を実感できる。長年の使用に耐える、飽きのこないシンプルな家。
	地域で多く生産される自然の素材を原料とした土佐漆喰（タナクリーム）・土佐和紙壁紙など、環境や人にも優しい「土佐の木の家」とする。

5. 地域型住宅の生産に関する共通ルール		個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段
(1) 地域型住宅の規格・仕様に関する共通ルール（必須）	環境、健康に配慮し、長く使う事を前提としたプランの可変性を重視する長期優良仕様の住宅。	住宅性能評価証と許容応力度設計図書及び、第三者機構の検査を受け、それらが発行する証明書を添付
	柱は4寸角以上、梁巾は120以上を使用。	納品明細書発行
(2) 地域型住宅に用いる地域材の供給・加工・利用に関する共通ルール（必須）	持続可能な経営がなされている森林（合法木材）乾燥JAS材を10㎥以上使用。	産地証明書を発行
主要構造材（柱・梁・桁・土台）における地域材使用のルール（必須）	柱・梁・桁（土佐杉・土佐桧）土台（土佐桧）は乾燥JAS材を使用。	強度含水率測定データシートを添付
主要構造材以外の部材における地域材使用のルール（必須）	板材・造作材・羽柄材（土佐杉・土佐桧）、完全乾燥木材を使用。	産地証明書を発行・納品明細書発行
(3) 地域型住宅の積算に関する共通ルール（任意）	建築地域が広範囲に及ぶため、それぞれ立地工務店の商品流通を基本として積算。	木材規格を定め、標準化する。 木材価格がわかる契約書を添付
(4) 地域型住宅で用いる資材（地域材を除く）の調達に関する共通ルール（任意）	都市部工務店は営業地域に合った流通を継続利用。	
(5) 地域型住宅の施工に関する共通ルール（任意）	都市部工務店は、伝統技術、技能の育成に取り組み、営業地域の住まい手の家守りとしてメンテナンスや増改築に対応。	
	住宅完成補償に加入し、住宅の施工及び施主への補助金の受け渡しについて確実に遂行。	
(6) 地域型住宅の維持管理に関する共通ルール（必須）	各社とも、住宅性能評価機関のサポートシステムを利用。	住宅の履歴情報の写しを添付
(7) 地域型住宅に関するその他の共通ルール（任意）	ITを活用したネットワーク、WEB会議室で情報を共有。	

注1）箇条書きでポイントとなる点を明確に記載してください。
注2）5の(3),(4),(5),(7)については、各項目の共通ルールを設定した場合に記載してください(その他の欄は必ず記載)。
注3）5の(2)において、「主要構造材における地域材使用のルール」及び「主要構造材以外の部材における地域材使用のルール」については可能な限り定量的なルールを記載して下さい。
注4）「個別の住宅が、左記の共通ルールに基づき生産されていることを確認する具体的手段」については、定性的な確認手段ではなく、添付資料等により、数値（定量的手法）や有無（○×）で判断が可能なものとします。すなわち、そのような内容で判断ができないものについては、「地域型住宅の生産に関する共通ルール」として設定することはできないこととします。
注5）行が不足する場合は、適宜追加してください。

＜地域型住宅の特徴・具体像及び共通ルールに関する補足説明＞　　＜様式 3-2＞

1. 地域型住宅の名称・対象地域（必須）	（地域型住宅の名称） 土佐材活用住宅「土佐の木の家」		（地域型住宅供給対象地域） 四国・関西・山口
2. グループの名称・結成年月（必須）	（グループの名称） 土佐の木の家づくり協議会		（結成年月） 平成13年11月
3. 地域材の名称・産地・認証制度等（必須）	（名称） 土佐材	（産地） 高知県	（認証制度等） JAS材・合法木材

4. 地域型住宅の特徴・具体像及び共通ルール等についての説明（必須）

住宅の特徴として、産地や製造工程が公表され、また、化学物質使用量の少ない自然素材を多用した木造住宅の建築が進むことにより、高い信頼性と健康的な住環境を両立できるという地域建材を活用した木造住宅の特徴を活かすことで、その市場活性化に寄与することができる。
また、耐震性などの住宅性能を明確にする上では、これに使用される構造材の性能表示が求められる。無垢製材品についてもこうしたニーズに対応した体制の整備と供給を行うことで、性能が明らかな地域木造住宅の促進を図ることができる。
近くの山の木を近隣の製材所で一棟分ずつ伐採され製材された材を集めて一棟毎乾燥し品質管理された木材とプレカット加工して邸別配送ができることで、密集市街地に品質表示された構造物が増えることは、全国に大きな波及効果があると考える。
密集市街地の消費者には、産地から顔の見える家づくりができることで、山の現状と木の良さを再確認する効果が高く、自然素材の長期優良木造住宅の普及促進が期待される。
平成13年から国産材での家づくりネットワークの取り組みにより、各工務店のブランド化が確立されつつあるが、関連産業の多い地域の木造住宅市場の振興による地域経済の活性化を図る。

「土佐の木の家」共通ルール

耐久性を重視して新建材の使用を少なくし、
自然素材を多用したシンプルな土佐の木の家
「土佐の木の家」7つのポイント

・劣化対策等級3
　・・・住宅の構造躯体は数世代にわたり使用できること。
・耐震、耐風等級2以上
　・・・地震や台風に対し損傷の低減を図ること。
・維持管理対策等級3
　・・・内装設備について維持管理を容易に行うための処置が講じられていること。
・省エネルギー対策等級4
　・・・必要な遮断性能等の省エネルギー性能が確保されていること。
・バリアフリー対策等級3以上
　・・・加齢障害等により身体性能が低下した時の安全性介助の対策が講じられていること。
・維持保全計画
　・・・建築時から定期的な点検と検査を行ない良好な住環境が第三者チェックにより明らかにされていること。
・高知県産材の活用（1戸あたり10㎥以上の高知県産材を使用する）
　・・・日本一の森林率の高知県の木材を使う事で、過疎高齢化が進む地域の活性化に寄与する。

基本性能	構造材	国産材　土佐杉	平均 E70・含水率平均 20%
		国産材　土佐桧	平均 E90・含水率平均 15%
内装	床	フローリング（土佐杉・土佐桧）	含水率10%以下
	壁	和紙クロス	準不燃QM-0405、非ホルムアルデヒド
		漆喰・タナクリーム	難燃1 級合格、非ホルムアルデヒド系
		土佐杉・土佐桧	含水率10%以下
	天井	和紙クロス	準不燃QM-0405、非ホルムアルデヒド
		漆喰・タナクリーム	難燃1 級合格、非ホルムアルデヒド系
		土佐杉・土佐桧	含水率10%以下
	室内建具	土佐杉・土佐桧	含水率10%以下

注1）　地域型住宅の特徴・具体像及び共通ルールについて、図表等を用いてわかりやすく説明してください。
注2）原則として、1枚に収めてください。

＜地域型住宅の特徴・具体像及び共通ルールに関する補足説明＞　　＜様式 3-3＞

1. 地域型住宅の名称・対象地域（必須）	（地域型住宅の名称） 土佐材活用住宅「土佐の木の家」		（地域型住宅供給対象地域） 四国・関西・山口
2. グループの名称・結成年月（必須）	（グループの名称） 土佐の木の家づくり協議会		（結成年月） 平成13年11月
3. 地域材の名称・産地・認証制度等（必須）	（名称） 土佐材	（産地） 高知県	（認証制度等） JAS材・合法木材

4. グループ形成のプロセス及び地域型住宅の生産に関する共通ルールの合意形成のプロセス（必須）

平成13年設立
会則
（目的）　木材産地と消費者のネットワークを構築し、木材関連業者、住宅建築業者などの団体もしくは業者などが、木造住宅の建設促進に向け、供給体制の整備、商品企画、技術力の向上、情報化の促進などについて相互に協力や研鑽を図ることで、地域資源を活用して地域振興に貢献することを目的として設立された任意団体。
（活動内容）
・会員への情報提供
・講習会の開催や研修旅行及び会員相互の親睦
・木造住宅における設計、仕様の統一化建築部材の標準化への取り組み
・会員共通の木造住宅カタログ作成
・木造住宅品質性能向上のための調査研究
・ユーザーの交流ツアー企画立案
（組織）
会長　仁淀川森林組合 日浦　郷一
副会長 梼原町森林組合 中越　利茂
　　池川林材（株） 刈谷　昭信
　　（株）ケイ・ジェイ・ワークス 福井　綱吉
　　（株）カネイ 金田　周太郎
監事　（有）笹岡製材所 笹岡　輝久
　　（株）モリシカ 井上　純人
事務局 梼原森林組合 西村　寿勝
　　（株）吾川森林 藤原　富子
（構成員）
工務店27社・資材業者4社・設計2社・木材製材業者15社・プレカット加工業者2社、計50社

・平成20年度地域木造住宅市場活性化推進事業に採択
・平成21年3月26日顔の見える家づくり三十選に選出
・平成24年5月7日第一回地域型住宅ブランド化事業、事務局検討会
　素案の方針決定及び提案書作成にかかる担当者決定
・平成24年5月7日地域型ブランド化事業申請意向調査
・平成24年5月23日新規入会者募集
・平成24年5月25日地域型住宅ブランド化事業エントリー会社（加盟会員工務店・原木供給業者・製材業者・プレカット業者）確定
・平成24年5月30日各社の取引業者の最終確認
・平成24年6月2日第二回事務局検討会
　提案書案の検討
・平成24年6月4日第三回事務局検討会
　提案書案の検討
・平成24年6月5日第四回事務局検討会
　提案書の検討、決定

5. 環境未来都市等、地域におけるプロジェクトや行政上の計画等に関連する場合、それらにおける本申請内容の具体的な位置づけ等（該当する場合のみ記載）

注1）各項目について分かりやすく記載して下さい。
注2）記載欄のスペースについては適宜調整し、原則として、1枚に収めてください。
注3）記載内容の詳細が分かる資料があれば、適宜添付してください。

＜地域型住宅の生産体制による具体的取組＞　　＜様式 4-1＞

1. 地域型住宅の名称・対象地域（必須）	（地域型住宅の名称）土佐材活用住宅「土佐の木の家」		（地域型住宅供給対象地域）四国・関西・山口
2. グループの名称・結成年月（必須）	（グループの名称）土佐の木の家づくり協議会		（結成年月）平成13年11月
3. 地域材の名称・産地・認証制度等（必須）	（名称）土佐材	（産地）高知県	（認証制度等）JAS材・合法木材

4. 地域型住宅の生産体制による具体的取組		業種毎の役割分担 Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	Ⅷ
(1) 地域型住宅の信頼性を確保するための具体的取組（必須）	構造材は全てJAS材（平均含水率杉20%・桧15%の木材）を供給	○	○	○	◎				
	構成員の知識や技術力向上のための研修会や連絡会等の開催と情報の共有化	○	○	◎	○	○	○		
	施主向けのすまいづくり相談の実施と実施と建設過程やコスト等の透明化					○	◎		
(2) 地域型住宅の適切な維持管理のための具体的取組（必須）	維持管理委員会を設置し、第三者機関による定期点検の実施				○	◎	○		
	定期的な訪問メンテナンス等で永く住まい手と交流できる環境を整備			○	○	○	◎		
(3) 地域型住宅の普及を促進するための具体的取組（必須）	土佐の木の家づくり協議会ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞの充実	○	○	○	○	○	◎		
	構成員全員を相談員として認定し、施主等からの相談に対応	○	○	○	○	○	◎		
	森林・木材・加工・家づくりの現地を見るツアーを開催	○	○	○	○	○	◎		
(4) 地域の住宅生産技術の継承に関する具体的取組(任意)	内装用漆喰（タナクリーム）等、社員が直接指導ができるよう研修。多能工として様々なシーンに対応できる社員を育成					○	◎		
(5) 新しい住宅生産技術の導入に関する具体的取組（任意）	県の森林技術センターとの共同による接着重ね梁（コラボウッド）の普及		○	○	◎				
(6) 資源の循環利用に関する具体的取組（任意）	建築工事で発生する端材を定期的に集荷、バイオマス乾燥の燃料として利用、プレナーくずをペレットに加工		○	○	◎				
(7) 災害時の応急仮設住宅の供給に関する具体的取組（任意）	高知県内の大型プレカット工場が海抜5M以下の所に設置されており、災害時に供給する拠点となる必要性により資材の備蓄を検討	○	○	○	◎	○	○		
(8) 地域型住宅の生産に関する人材育成その他の取組（任意）									

5. 平成24年度における地域型住宅の供給予定戸数等（必須）	地域型住宅の供給予定戸数 160 戸	うち長期優良住宅 100 戸	（左記の根拠、様式2－1－1に記載した実績との関係等）本事業の活用により長期優良住宅の受注に集中して取組むこととし、23年度実施より20%増しを予定
	地域型住宅による地域材使用予定 3200 ㎥	うち長期優良住宅分 2000 ㎥	（左記の根拠、様式2－1－1に記載した実績との関係等）1棟当り20㎥の23年度実施より予定量を設定
6. 地域材使用に充当する他の補助金の名称・概要。他の補助金を充当しない場合は「なし」と記載（必須）	なし		
7. 当提案が採択された場合の、各工務店毎の、補助対象戸数の配分ルール（必須）	前年度実績を参考にする		

注1) 箇条書きでポイントとなる点を明確に記載してください。

注2) 4の(4)～(8)の欄については、具体的取組がある場合に記載してください（その他の欄は、必ず記載）。

注3) 業種毎の役割分担については、様式2－1－1の業種分類に従って各取組を担う主たる業種に◎、関連して担う業種に○を記載してください。

注4) 行が不足する場合は、適宜追加してください。また、不要な行を削除し、できるだけ1枚に収めてください。

＜地域型住宅の生産体制による具体的取組に関する補足説明＞　　＜様式 4-2＞

1. 地域型住宅の名称・対象地域（必須）	（地域型住宅の名称） 土佐材活用住宅「土佐の木の家」		（地域型住宅供給対象地域） 四国・関西・山口
2. グループの名称・結成年月（必須）	（グループの名称） 土佐の木の家づくり協議会		（結成年月） 平成13年11月
3. 地域材の名称・産地・認証制度等（必須）	（名称） 土佐材	（産地） 高知県	（認証制度等） JAS材・合法木材

4. 地域型住宅の生産体制による具体的取組及び役割分担についての説明（必須）

地域建材生産地の高知県と密集市街地である関西地域・山口県・香川県の木材・住宅関連企業の連携により、地域建材を活用した木造住宅の建設促進を図るために使用する性能表示された構造用製材品の安定した供給体制を確立する。

供給側の役割
日本一の清流仁淀川、最後の清流四万十川、この二つの河川の上流部に位置する木材供給地域は共に森林率90%を超す優良な木材を産出する地域です。森林組合をはじめ、原木を供給する会員は、直接森林伐採から製材までトータルに供給する事が可能です。木材市場原理に左右されることなく、材木を安定した価格で供給できます。また、高知県で唯一高性能な乾燥設備（J-DRY）が整備されている協議会会員がJAS基準に基づいて乾燥木材を生産しており、邸別納材する構造材は全量グレーディング表示により基準強度を確保した木材を製造。高度なプレカット加工技術を持った工場で構造材を加工して、直接施工地に納入。工務店が自社加工を実施する場合、工場までピッキングした木材を届けます。

施工会社の役割
地域型住宅を建築する工務店は、土佐の木の家工事管理マニュアルに基づいて施工。自然素材を多用した安全安心の土佐の木の家を施主様に提案します。
土佐の木の家を希望するユーザーには、産地見学ツアーを実施。住まい手に木材の産地を見学いただき、木材産地の状況や木の家を理解して建築できるよう、サポートを致します。

<table>
<tr><th rowspan="2">具体的取組</th><th colspan="7">対象者</th></tr>
<tr><th>会員</th><th>ユーザー</th><th>構想～設計</th><th>設計～契約</th><th>着工～完了</th><th>完了～入居</th><th>入居～維持管理</th></tr>
<tr><td>（1）地域型住宅の信頼性を確保するための具体的取組</td><td>会員の技術等向上のための研修会や連絡</td><td colspan="6">相談員による住まいづくり相談
建設・維持・光熱費等のコストの透明化
建設過程の透明化
内部検査員、第三者機関による審査・検査
産地見学会・エンドユーザー同士の交流会・勉強会の開催</td></tr>
<tr><td>（2）地域型住宅の適切な維持管理のための具体的取組</td><td colspan="7">維持管理講習会開催と定期点検の実施
（維持管理及び点検方法の説明）
受注から維持管理までハンドブックの作成と啓発活動</td></tr>
<tr><td>（3）地域型住宅の普及を促進するための具体的取組</td><td colspan="7">住まいづくり相談
エンドユーザーを対象に、工事中物件や完成物件・モデルハウスの見学会を開催</td></tr>
<tr><td>（4）地域の住宅生産技術の継承及び人材育成に関する具体的取組</td><td>森林技術センター</td><td colspan="6">協議会会員による技術指導
自然素材活用セミナー開催</td></tr>
<tr><td>（5）新しい生産技術の導入に関する具体的取組</td><td>会員を対象にした勉強会を開催</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

注1）地域型住宅の生産体制による具体的取組及び役割分担について、図表等を用いてわかりやすく説明してください。
注2）原則として、1枚に収めてください。